

【すこやか歳時記】

皐月の候



「五月病」や「コロナうつ」のメンタルヘルスケアに注意を。自分流のリフレッシュ法を…。

今年のゴールデンウィーク最終日は、5月5日「こどもの日」の祝日という会社が多いと思います。同じ日に二十四節気の「立夏」を迎え、季節は夏へと変わるときです。

この季節の変わり目には体調管理はもちろんながら、メンタルヘルスケアの注意も必要です。新年度からの多忙さの疲れや連休疲れも重なり、いわゆる「五月病」が起こりやすくなる時期で、今年の変異株などの心配ごとから「コロナうつ」への対応や周りへの配慮も求められます。

自分自身に合ったリフレッシュ方法を考えて、取り入れてみるのも良いかと思います。例えば、5月26日は今年の最大の満月で、しかも「皆既月食」になります。星空をゆったり眺めて、明日への英気を養うこともおすすめ



算定基礎届・労働保険年度更新手続き・申告に関するお知らせ

当事務所では、「労働保険の年度更新・算定基礎届」業務を前倒して進めておりますのでご協力をお願い致します。

<年金機構・労働局からの郵送物（封筒）について>

年金機構から送付される算定基礎届（茶色）が届きましたら弊社にご郵送ください。



労働局から送付される、労働保険概算・確定保険料申告書（緑、青）を弊社にご郵送ください。



※建設業以外は緑色の封筒のみ、建設業は緑色と青色の封筒が届きます。

《ゴールデンウィーク休暇期間のお知らせ》

4月29日（木）～5月9日（日）

※緊急時のご連絡は各担当者または竹下裕志宛にご連絡頂きますと幸いです。

日々是好日カレンダー

5月 MAY

皐月・早苗月・多草月・早稲月

1 土・八十八夜・メーデー
・憲法週間（～5/7）・くらしと葉の月間

2 日・郵便貯金の日・歯科医師記念日
・緑茶の日・交通広告の日

3 月・憲法記念日・世界報道自由デー
・ゴミの日・リカちゃんの誕生日

4 火・みどりの日・春の土用明け
・国際消防士の日・植物園の日

5 水・こどもの日・立夏・端午の節句
・薬の日・手話記念日

6 木・国際ノーダイエットデー
・ゴムの日・コロッケの日

7 金・世界エイズ孤児デー・博士の日
・粉の日・コナモンの日

8 土・世界赤十字デー・松の日
・ゴーヤの日・万引き防止の日

9 日・母の日・ヨーロッパデー
・呼吸の日・メイクの日

10 月・雇用保険被保険者資格取得届の提出

11 火・長良川鯉飼開き・全国暴力団総合対策特別強化月間（～6/10）

12 水・看護の日・民生委員・児童委員の日
・海上保安の日・アセロラの日

13 木・メイストームデー・愛犬の日
・竹酔日・カクテルの日

14 金・種痘記念日
・温度計の日

15 土・沖縄復帰記念日・国際家族デー
・ヨーグルトの日・ストッキングの日

16 日・旅の日・ウォークラリーの日
・春の行政相談週間（～5/22）

17 月・世界高血圧デー・生命きずなの日
・バック旅行の日・お茶漬けの日

18 火・国際親善デー・国際博物館の日
・ファイバーの日・ことばの日

19 水・ボクシングの日

20 木・世界計量記念日・ローマ字の日
・成田空港開港記念日

21 金・小満・家内労働旬間（～5/31）
・小学校開校の日・リンダバグ翼の日

22 土・国際生物多様性の日
・サイクリングの日・ガールスカウトの日

23 日・世界亀の日・ラブレターの日
・キスの日

24 月・ゴルフ場記念日
・伊達巻の日

25 火・アフリカデー・食堂車の日
・広辞苑記念日

26 水・皆既月食・東名高速道路全通記念日
・ラッキーゾーンの日・ルマンの日

27 木・百人一首の日・小松菜の日
・日本海海戦の日

28 金・国際アムネスティ記念日
・ゴルフ記念日・花火の日

29 土・エベレスト登頂記念日・幸福の日
・呉服の日・こんにゃくの日

30 日・文化財保護法公布記念日
・消費者の日・ごみゼロの日

31 月 社会保険料納付期限（4月分）

★ 青字は人事労務部門に関わる期日です

《今月の特集①》スマートな仕事の言葉づかい

スマートフォンやスマートオフィスなど、働き方改革に役立つ道具の進化には目覚ましいものがあります。仕事のコミュニケーション手段も便利になり、まさにスマート(賢明)な時代の変化を感じます。しかし、いくら道具がスマートになっても、それらを使うときの「言葉づかい」がビジネスマナーから逸脱していたり、相手への配慮に欠けていたりするとスマートさはなくなります。

仕事の「言葉づかい」は、もちろんスマートさが目的ではなく、結果的に自分の仕事を円滑に上手に進めることにもつながるので、とても大切なスキルの一つです。例えば、キーボードで「りょ」と打ち込み始めると候補用語で出てくる「了解しました」や「了解承しました」などを安易に使っていませんか。これらは相手によってはNGワードです。スマートな仕事の「言葉づかい」をぜひお役立てください。

《スマートな仕事の「言葉づかい」事例フレーズ》

返事や返信の場面では

「承知いたしました」
「承りました」
「かしこまりました」
「拝読いたしました」
「確かに拝受いたしました」



感謝や御礼の場面では

「お力添えいただき、ありがとうございました」
「ご配慮をいただき、ありがとうございます」
「ご対応いただけましたら幸甚に存じます」
「お心遣いをいただき…」
「いつもお心配りいただき…」
「お忙しいところ貴重なお時間をいただき…」
「おかげさまで…」

お願いや依頼の場面では

「恐れ入りますが…」
「お手数ですが…」
「お忙しいなか…」
「ご多用中とは存じますが…」
「差し支えなければ…」
「今よろしいでしょうか？」
「ご相談させてください」
「ご教示ください」
「ご査収ください」
「ご一報いただけると幸いです」
「ご一読いただけると幸いです」
「お手隙の折にご確認ください」
「～していただけると助かります」
「お世話になります」



その他の色々な場面では

「何なりとお申し付けください」
「お役に立てて光栄です」
「僭越ながら」
「恐縮ながら」
「拝聴いたします」
「お連れさまのお名前を…」
「念のため、電話番号を教えていただけますか？」
「ご苦勞をおかけしますが、引き続きよろしくお願いします」
「電話連絡をくれぐれも忘れないようにしてください」



《今月の特集②》

デジタルシフトが進まない中小企業の対応

コロナの影響もあり、急激なデジタルシフトの波がきています。もはや「中小企業だから関係ない」とはいえない状況です。今回はこのデジタルシフトをテーマに、中小企業がとるべき対応を解説します。

こんな時代だからこそ着手すべき項目

- 01 会社のデジタル変革（トランスフォーメーション）DXを大胆に進める
- 02 デジタルカンパニー化時代の組織に変貌させていく
- 03 採用の概念の変化
- 04 スマートカンパニーを目指す



デジタルシフトの事例

陣屋 神奈川県鶴巻温泉の老舗旅館。借金10億円で倒産寸前、離職率が30%を超えていたが、週休3日制を導入し、社員の給与は40%アップ、離職率は3%以下に。そして売り上げは、倍増以上となりました。「お客様満足」を追求すると手間がかかる業務を少ない人数でこなすため IoTを活用しました。徹底したデジタル化の推進により、ITに任せるところは任せ、人でないとできないサービスは人間が行ったことで生産効率が上がりました。

まとめ

企業のDX推進は欠かすことができず、そのためにはレガシーシステム(古いシステム)の刷新や先進技術に精通した人材の育成が重要です。加えて、コロナ後のニューノーマル(新しい常識・状況)に対応し、生き残るためにもDX推進は必須といえます。ご不明な点がございましたら担当者までお問合せください。

リモートワークのコミュニケーション不足に効く！1on1ミーティングの活用

コロナ禍により「働き方」も大きく変わり、リモートワークを導入した企業も少なくありません。テレワークを推進する中で大きな問題となるのが、コミュニケーション不足。そんな時は、上司と部下で定期的に「自分の気持ち」をやりとりする「1on1ミーティング」がおすすめです。

1on1ミーティングとはなにか？

上司と部下で、週1回～隔週1回、月1回程度の定期的な1対1の対話のことです。悩んだときに相談する人がいないことによる退職をなくすために定期的な1on1ミーティングが必要になります。



1on1ミーティングで話す内容

- ・プライベート相互理解
- ・心身の健康状態
- ・モチベーションアップ
- ・業務・組織課題の改善
- ・目標設定・評価
- ・能力開発・キャリア支援
- ・戦略・方針の伝達



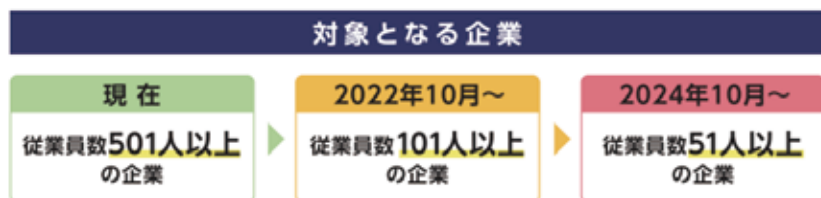
自分の業務に対して相談できる相手は1on1ミーティングなどの機会を作らない限りなかなか見つけることができません。人事面談などのかしこまった場ではなく気軽に話す1on1ミーティングは従業員の成長を促します。ぜひ導入してみたいかがでしょうか。

社会保険適用拡大について

現在、「従業員数が常時 500 人を超える事業所」に勤務する短時間労働者（週 20 時間以上・賃金月額 8.8 万円以上など）は、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

この取扱いについて、法律改正に伴い、段階的に事業所の範囲が拡大されることになっています。

※従業員数とは「現在の厚生年金保険の適用対象者」



上記に該当し、かつ

右の項目、全てに該当する

パート・アルバイトの方は

新たな加入対象者となります。

- ☒ 週の所定労働時間が **20 時間以上**
- ☒ 月額賃金が **8.8 万円以上**
- ☒ **2 ヶ月**を超える雇用の見込みがある
- ☒ **学生**ではない

この適用拡大の影響を受ける事業所では、要件に該当する短時間労働者が被保険者となることにより、社会保険料の負担が大きくなる可能性があります。

厚生労働省が「社会保険適用拡大特設サイト」を開設しています。弊所へお気軽にご相談ください。

<社会保険適用拡大特設サイト（トップページ）>

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/index.html>

Quiz&Present クイズ & プレゼント

社会保険適用拡大について、正しいものを下の (A) から (C) の中から選んでください。

2022 年 10 月より社会保険適用拡大の対象となる企業は、

- (A) 従業員数501人以上の企業
- (B) 従業員数101人以上の企業
- (C) 従業員数51人以上の企業

※従業員数とは「現在の厚生年金保険の適用対象者」

☆クイズにお答えいただいた方の中から
抽選で QUOカードをプレゼント！



- ▶ 応募方法：下記メールアドレスに、
 - ① クイズの答えもしくは番号
 - ② 応募者氏名・会社名(店名)・電話番号を明記のうえ、メールでご応募ください。
- ▶ 応募締切：2021年5月31日
- ※賞品発送をもって当選発表とさせていただきます。

応募メールアドレス：mail@fukuokaroumu.com

事務所案内

当事務所は福岡高等裁判所（新庁舎）の南門から徒歩 1 分です。ミニセミナーの開催も行います。ぜひお気軽にお越しください。

労務ジャパン株式会社
福岡中央労務管理事務所

〒810-0031
福岡市中央区谷2-14-8
TEL 092-734-2300 FAX 092-734-2301
地下鉄七隈線 六本松駅より徒歩5分



すこやか労務月報

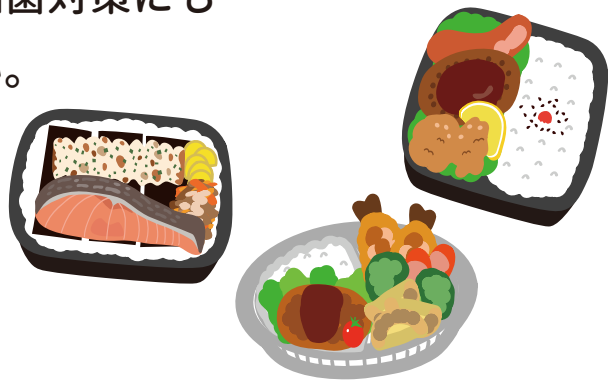
[5月版]
No.48

最近は、細菌も、細心の注意で！！

最近はすっかり暖かくなってきて、夏の日差しを感じる日もあります。気温と湿度が高くなってくるとカビや細菌が発生しやすくなり、食中毒などの健康被害も増加するので要注意です。厚生労働省の発表では昨年2020年の1年間で1万4,000人を超える食中毒の患者数が報告されています。

これは医療機関で診断された人数なので、軽度の食中毒も含めると実際にはより多くの被害が考えられます。弁当など食品類の保管や取り扱いには細心の注意をお願いします。

また最近ではテイクアウトを始める飲食店も増えているので、販売者側はもちろん買う側も細心の注意が必要です。まだまだ続くコロナ禍のウイルス対策と併せて、食品類の細菌対策にも注意しながら健やかにお過ごしください。



5 月の
注意ポイント

その**①**

高温多湿期の食中毒発生にご注意を！！

その**②**

引き続き感染症対策の行動の徹底を！！

その**③**

ストレスや集中力低下の事故防止を！！